



東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪府中央区谷町 1-7-4

(MF天満橋ビル 8 階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

☆中国2015年知財に関する重要判例⑧

不正競争事件に係る訴訟前の仮処分に関する研究… (1)

林達劉グループ¹

北京林達劉知識產權研究所 北京魏啓學法律事務所

著者：魏啓學、邵暉

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報

2. 事件の経緯

Ⅱ 本事件の争点に関する判定

1. 申立人には勝訴の可能性があるか否か？

2. 仮処分の措置を採らない場合申立人に取り
戻しの付かない損害をもたらすか否か？

3. 仮処分の措置を採ることは公的利益を損害するか否か？

Ⅲ 不正競争紛争における訴訟前の仮処分の応用に関する研究



〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

[illegible]

皓弘次貴郎之誠登惠男
幸良一裕裕 博理光
村田月塚野本統山部野
浅池望大浅橋田中渡岡
弁理士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士
長 会

弘子則彦理亮也子里淳
昌啓克克麻 育夏由
村山江村削川山倉藤井
浅平白下弓北龜坂伊福
主
兼
副所長
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士

相談役
井理士
井理士
井理士
井理士
井理士
井理士
井理士
井理士
井理士

浅山井金新高篠水田林
村口上森村田野中
康洋久守伸卓裕祐鉈
聲明一司男一宏宣子三

浅村法律事務所
所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 和典
弁護士 井上 裕子

電話：03-5715-8640(代) FAX：03-3540-1997 E-mail：law@asamura.jp
 弁護士 後藤 晴男 弁護士 松川 直樹 弁護士

弁護士 松川直樹

弁護士 和田 研 史

1. 訴訟前の仮処分の定義及び根拠
 2. 訴訟前の仮処分の適用要件
 3. その他
- おわりに

はじめに

本事件は、「2015年知的財産権司法保護に係る50典型的判例」から選出されたものである。本事件は、不正競争、訴訟前の仮処分などの紛争に及んでおり、社会からの注目度が高かった。上海市浦東新区裁判所は、本事件において「民事訴訟法」及び「不正競争防止法」の関連規定に基づき、不正競争紛争の訴訟前の仮処分に係る審査要件を厳格に把握し、ショッピングカーニバル「双十一（独身の日）」の前に関連法律により訴訟前の仮処分裁定を下し、知的財産権司法救済の適時性と有効性を現している。

I 事件の概況

1. 基本情報

申立人：浙江淘宝網絡有限公司（以下「淘宝公司」という）

被申立人：上海載和網絡科技有限公司（以下「載和公司」という）

被申立人：載信軟件（上海）有限公司（以下「載信公司」という）

判決の情報

上海市浦東新区裁判所（2015）浦禁字第1号民事裁定書

2. 事件の経緯

申立人淘宝公司是、「淘宝网（タオバオサイト）」の経営者で、被申立人載和公司是「幫5買」サイトの所有者及び経営者として「幫5買」サイトで「幫5淘」プラグインのダウンロードサービスを提供し、被申立人載信公司是「幫5淘」のソフトウェアの開発者である。ユーザーは当該プラグインを装着した後、IE、百度などの主流のブラウザを利用して「淘宝网」で買い物をするとき、当該プラグインは「淘宝网」のページに「幫5買」サイトの広告欄と検索欄を嵌め込み、かつ、買い物

ページの価格の近くに「現金立減（削減）」などのリンクを嵌め込み、クリックしたら「幫5買」サイトへスキップして取引を完成する。淘宝公司是両被申立人が不正競争を構成し、適時に制止しない場合、淘宝公司に取り戻しの付かない損失をもたらすという理由で、上海市浦東新区裁判所に訴訟前の仮処分の申請を提出し、裁判所に両被申立人に対し、「幫5淘」のウェブページのプラグインの形式により、不正競争行為を行うことを制止することを命じるよう請求した。

上海市浦東新区裁判所は次のとおり判示した。「淘宝网」と「幫5買」サイトはいずれもショッピングサイトであり、直接的な競争関係を有する。載和公司の上述の行為には不正に「淘宝网」の知名度とユーザーの基盤を利用した疑いがあり、不正競争を構成しかねない。「淘宝网」の取引量は莫大なものであり、かつ、ショッピングカーニバル「双十一（独身の日）」がますます近づいているので、適時に上述の行為を制止しない場合は、申立人の競争優位、市場シェアに取り戻しの付かない損害をもたらしてしまう。したがって、両被申立人に対し、直ちに「幫5淘」のウェブページプラグインを申立人淘宝会社の「淘宝网」ウェブページに嵌め込む行為を停止することを命じる裁定を下す。

両被申立人は、当該裁定を不服とし、再議請求を提出し、裁判所に上述の民事裁定を取り消すことを求めた。被申立人は、「幫5買」サイトは商品を販売せず、登録ユーザーのために、買い物代理、運賃と割引・手当サービスを提供し、「淘宝网」とは競争関係を構成しないと主張した。「幫5買」サイトユーザーの買い物行為は、事実上、いずれも「淘宝网」などのショッピングサイトとの間の取引であり、店舗の利益に影響を与えることもなければ、登録ユーザーに対する手当は「淘宝网」の購買量の増加も促進している。インターネットは新興産業として中・小・微企業が合法的に事業を行なうことを励まし、事件が未だ実体審査を経ていない状況下で、それに対して禁止令を下すことは、公的利益を満たさない。

裁判所は十分に双方当事者の意見を聴取した後、再議請求を棄却し、原裁定を維持する決定を下した。